

平成19年3月23日付け付議第1号事件ほか

証拠説明書  
(甲205号証ないし甲207号証)

2011年9月6日

電波監理審議会主任審理官 殿

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一  
 弁護士 只 野 靖  
 弁護士 村 上 一 也



甲号証	証拠の標目	作成者	作成年月日	原・写	立証趣旨
205	準備書面(25)および乙第173号証に対するコメント	上野伴希	平成23年1月22日	写	上野伴希氏の「PLC鑑定意見書」(甲192)に対して、杉浦参考人が提出した所見(乙173)及びこれに基づき作成された総務大臣の準備書面(25)に対する、再反論。
206	舟木鑑定書および土屋報告書に関するコメント	同上	平成23年6月4日	写	上野伴希氏による、舟木鑑定書および土屋報告書の鑑定結果。 これまでの規制値では短波利用者への妨害レベルが大きすぎ、PLC機器と短波利用者との共存は困難であること。 「コメント」として、以下が指摘されていること。 「1) 建物遮蔽効果および電源配線のモデル化によるシミュレーション結果が2者の実験結果と一致しないことが示された。すなわち審議でのシミュレーション結果は、一般家庭での電流規定値を決めるのに不適切であることが証拠づけられた。今回の2者の測定結果から総合的に判断すれば、統計的な妨害確率や不手際による誤差を10dB考慮するとしても、電流規制値をこれまでの規定より15~20dB低くしなければならない。



				<p>2) 共存条件となった周囲雑音値の設定が高すぎる ことが、今回の土屋報告書の測定により証明さ れた。今回の結果では約25dB高い。仮に絶対値測 定の誤差を±5dB見積もったとしても、妨害雑音 を今回測定の世界雑音と同じレベルにするには電 流規制値をさらに20dB低くする必要がある。 舟木鑑定書の測定は、本来の世界雑音以外のもの を測定した可能性が高い。</p> <p>3) 上の合計の結果、電流規制値はいまより35dB 以上低くする必要がある。</p> <p>4) ノッチによる雑音減少はマルチキャリアのサ イドバンドの影響で20dB以下である。したがって ノッチをいれても妨害雑音が周囲雑音を超える可 能性が極めて高い。</p> <p>5) なお、土屋報告書での周囲雑音の測定値が、 仮に校正誤差などによって実際はもっと大きいと するなら、モデム動作時の雑音レベルはそれと同 じ量だけ大きい値になることを記す。したがって 3項のコメントに大きな修正はない。」</p>
207	「ITU-Rにおけ るPLTに関する 検討状況につ いて」 第3回高速電力 線搬送通信設 備作業班	国立天文台	(2011年 7月20日)	<p>写 平成23年7月20日の、総務省情報通信審議会 情 報通信技術分科会 電波利用環境委員会「高速 電力線搬送通信設備作業班」(第3回)で、国立天 文台から、提出された資料「ITU-RにおけるPLT に関する検討状況について」 同文書で、以下の指摘がされていること。 「ITU-Rにおける研究で、PLTによる漏洩の実際、 干渉軽減技術、等がよく知られるようになった。 屋内電力線からの放射は、単純な伝送線路理論で は記述が困難との共通理解が得られている。」(末 尾)。</p>